

総 務 委 員 会

日 時：平成23年1月18日（火）

総 務 委 員 会 会 議 録			
平成 2 3 年 1 月 1 8 日		開 会	午後 1 時 2 0 分
		閉 会	午後 3 時 1 3 分
出席者	委員	山 下 昌一朗 古 内 明 △東 條 恵美子 ○大神田 日 本 阿 部 善 博 江 成 直 士 松 永 千賀子 菅 原 康 行 岸 浪 孝 志 稲 垣 稔 小 林 一 郎	
	議員	な し	
欠席者		な し	
説明のため の出席者		山口副市長 坂井副市長 八木総務局長 長沢企画市民局長 高部緑区長 飯田中央区長 笹野渉外部長 淡野企画部長 原財務部長 佐藤税務部長 白井市民部長 小俣渉外課長 服部企画政策課長 古井財務課長 河野税制課長 高橋納税課長 町田同課担当課長 佐藤市民税課長 光岡同課担当課長 藤田区政支援課長 笹野斎場長 山口男女共同参画課長 橋本緑区役所総務課長 山口相模湖まちづくりセンター所長 小山中央区役所総務課長 隠田総務法制課長	
事務局職員		河本議事課長 北野同課主査	

会 議 に 付 し た 事 件	議案第 1 号 平成 2 2 年度相模原市一般会計補正予算（第 5 号・所 管部分）
傍 聴 者	あり
署 名	委員長 大神田 日 本

午後 1 時 2 0 分 開会

○大神田委員長 ただいまから総務委員会を開会する。

出席委員は 1 1 名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。

—————◇○◇—————

議案第 1 号 平成 2 2 年度相模原市一般会計補正予算（第 5 号・所
管部分）

○大神田委員長 議案第 1 号平成 2 2 年度相模原市一般会計補正予算
の本委員会所管部分を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔原財務部長、白井市民部長説明〕

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 3 4 ページの歳出、国際交流費の国際交流事業、国際交
流ラウンジ事業ということで計上されているが、定住外国人の生活支援と
いうことであれば、こうした時期に補正でというよりも、むしろ計画的に、
通常の予算の中できちっと手当てされるべきではないかと感じるが、その
考え方を確認したい。

○小俣渉外課長 私ども、この中で行おうと思っている事業だが、現
在、市民の生活に密着している暮らしのガイドを作成しているが、その外
国語版を作成する予定で考えている。実際、現在、8 言語あり、2 言語ず
つ、ローテーションで 4 カ年かけて変更しようという当初の計画だった。
今年度は、政令市になったことから、外国人登録の多い中国語版、韓国・
朝鮮語版、一般的に使われているアメリカの英語版を 2 0 年度当初予算で
計上することによって、ある程度の方々が賄えるだろうという計画を持っ
ていたが、今回、幸いにも国からこのような経費が使えるということで、
残りの 5 カ国語にさらにベトナム語を追加して、6 カ国語で、外国人登録
の約 9 割の方を賄える暮らしのガイドを進めていこうということで、お金

のない中、計画的にやってきたところだが、今回、こういう費用が出るということで、活用させてもらいたいという次第である。

○阿部委員 暮らしのガイドについてはわかったが、定住外国人の方、ラウンジに登録者が1万人ぐらいいるという話だったかと思うが、具体的に、暮らしのガイドというのは、生活情報の案内とか、どこにどういう情報があるとか、施設の案内とかラウンジの紹介が中心だと思うが、その他、具体的に、外国人ゆえに困っている部分というのがあるが、市はそのあたりをどのように考えているのか、改めて確認させてもらう。

○小俣渉外課長 確かに、ラウンジには、昨年度の決算、21年度実績で言うと、おおむね1万6,000名の方に来場してもらっている。日本人も大勢来ているが、さまざまな相談業務を行っている。その中で多いのが、日本語の学習問題、就労などの情報収集の問題等、苦労しているという話を聞いている。そのために、本市では、国際交流ラウンジで、民間のボランティアの方々の力を活用して日本語の教室を行ってもらったり、ボランティアの方々を中心に相談業務をしてもらって、就労の情報をどこで収集したらいいとか、そういうきめ細やかな活動をしているところである。今後も民間の方々、市民の方々としっかり手を携えて、外国人の方が住みやすい環境づくりに努めていきたいと思っている。

○阿部委員 民間のボランティアの力を活用したり、これまでさまざまな形で支援策を打っている中で、外国人というくくりで情報提供を一元化するとか、人が集まる場、交流する場としての国際交流ラウンジを設置してきたという経緯は承知しているが、その中で、聞いてみると、平時はいいが、例えば、ここで大きい地震が来るとか、何か災害が起きたときに、当然、日本語がわからない方もおられるということなので——また、英語だけでいいとか、スペイン語だけでいいとか、中国語だけでいいというわけではないと思うが、多言語のさまざまな外国の方が来られているという部分で、さまざまな案内とか、どういうふうに避難したらいいのかとか、その辺の対策が求められているところだと思うが、この考えはどうなっているのか。

○小俣渉外課長 現在、災害に対して、市のつくっている災害の基本計画の中で、ラウンジもその中に加えさせてもらっている。外国語のでき

るボランティアの方々をその場に確保して、もし災害があった際、ラウンジに来られる方に来ていただいて、その方々と手を携えて、外国人の方の問い合わせの対応に当たっていただくということで、毎年、防災訓練のときに、ラウンジのボランティアの方にも参加していただいて、外国人のための避難訓練とか問い合わせ訓練、あわせてしている。そこがしっかり担保されるよう、これからも見直すべきことは見直ししながら進めていきたいと思っている。

○松永委員 24ページの歳入から聞きたい。国有提供施設等所在市町村助成交付金9,819万円等、今回は1月のこの時点だが、補正時期と交付額、これまでとの違いがあるか、まず、この点について願います。

○小俣渉外課長 まず、今回の補正額、約9,800万の事情である。当初予算11億7,900万については、当初編成時期に確定している決算額をもとに、毎年、編成をしている。この額については、当時、平成20年度の額をベースに予算編成をさせてもらった。当時は、裕福な財政基盤のところは削減がされる政令控除という制度の対象で、おおむね1億円ほどの減額がされていたという状況である。今回、この額が確定して、ことはそういう控除はなく満額来るということで、今回の9,800万の増額ということになったものである。本来であれば、12月補正の中で間に合えば一番よろしいかと思うが、交付決定時期が予算編成に間に合わないという状況がある。例年だと3月議会、または翌年度の決算の中で一般財源——これは一般財源なので、3月議会に間に合えば一般財源として活用するし、もし決算になれば、繰越金として有効に活用させてもらうような形で進めさせてもらっている。

○松永委員 交付団体になったことの関係等で、政令控除が——富裕団体ではなくなったということで1億円増になったということのようだが、今の状況の中では、相模原が再び不交付団体というのはちょっと考えにくいということからすると、今後の見通しの関係だが、この金額というのは、大体、維持されるだろうと思っていいのか。

○小俣渉外課長 基地交付金については、毎年、政府の中で3年に一遍、上限額の見直しをしている。今までは、過去3年に一遍ずつ、日本国全体で10億増額してもらって、それを指標に基づいて各市町村に割り振

るという形だったので、その時期になると、若干増額するということがあった。これから私ども、実態として、おかげさまで、ここで一部、返還が実現しているところがある。そうすると、その資産については割り落としがされて、減額されているということがあるので、そういうもろもろの情勢を見ながら、本来、金額を定めていかなければいけない。見通しとしては、もし仮にこのままならば、おおむねこの額が推移していくものだろうと思っているが、そういった返還要請をしているところだから、本市としては、基地の返還を先にしてもらって——返還をしっかりと進めていきたいと思っている。

○松永委員 市民の本当に長い間の切実な要求という点では、返還があって、それで少し減じるということがあったとしても、これはやむを得ないと思うが、この交付金を財源とした事業という点では、制約というか、こういう事業ということで規定をされるものなのか。

○小俣渉外課長 基地交付金は一般財源で来るので、もし繰り越した場合も繰り越し財源として翌年度使え、市が自由に使えるお金である。

○松永委員 そういう意味では、少しでも早いうちに、こうして提案、明示されて、それが年度内で市民のために有効に生かされていくことが本当によろしいかと思う。

同じ24ページの総務費国庫補助金1億9,196万5,000円、2つの交付金が計上されているが、これは国全体としては3,500億円ということで、先ほどの本会議の質疑の中でも、この金額が相模原にとってどうなのか、少ないのではないかみたいなやりとりもあったが、今回の3,500億円のうち、県と市町村に交付されるようだが、市町村分という点では幾らか。

○古井財務課長 今回の地域活性化交付金、総額では3,500億円だが、予算書にも掲載されている2つの交付金、それぞれあり、きめ細かな交付金については2,500億円、住民生活に光をそそぐ交付金が1,000億円、そのうち市町村分については、きめ細かな交付金が1,500億円、住民生活に光をそそぐ交付金が500億円、合わせて2,000億円である。

○松永委員 いろいろ複雑な計算式があるようなので、そこについて

は触れないが、今回計上されている相模原のこの金額というのは、最終決定額なのか、それとも国が全国にこの交付金を提示し、そして、各市町村が手を挙げて事業を組んでいくという流れの中では、今後、変更していく数字なのか。

○古井財務課長 きめ細かな交付金については、今回、国から内示があり、ほぼ、その額が確定額に等しい額と認識している。

○服部企画政策課長 住民生活に光をそそぐ交付金については、1月末ごろに——今回、全体で1,000億という予算枠で、第1次の限度額として、都道府県、市町村分合わせて500億が試算をされている。その金額が相模原市については3,900万円程度になる。今回500億、第2次で残りの500億が見込まれるので、大体倍ぐらいということで、今回7,700万ほど計上させてもらったわけだが、そういった意味では、1月末の2次限度額の決定はそのころの時期になるということで、現段階で確定ということではない。

○松永委員 そうすると、住民生活に光をそそぐ交付金の関係では、また3月で増減の形で提案をされてくる可能性があるということか。

○服部企画政策課長 たまたま、きのうも内閣府の説明会があって、その中でも一部、この説明があったが、全国で、とりあえず今、実施計画を出している。それを見たところでは、どうも住民生活に光をそそぐ交付金にそぐわないような内容のものも若干あるということなので、場合によっては、そういったものを修正というか、あるいは、ほかの自治体へということもあり得ると聞いている。

○松永委員 国から自治体に、こうした大きな金額で出されてくる。そこですぐに計画を出せる自治体と、そうでない自治体と、いろいろある。余りにも短期間の中での提案の仕方というのは、今回七次だが、また同じパターンということで、本当に実行されて生かされる形に練り切れるかという点で、改めて問題だと思っている。そういう点では、少し見守っていきたいと思っている。

この点でもう一つ、今回のこの交付金を使つての事業というのは、2011年度いっぱいまで執行しなければならない事業なのか。大体、繰越明許ということだから、概念的にはそうかと思うが、国の内示の時期とか、そ

ういう絡みでは、1年間だけなのか、2年にわたってもオーケーなのか。

○古井財務課長 今回の国の経済対策に連動した市の補正対応ということで、そのうちの地域活性化交付金、この2メニューを、この1月補正で審議してもらっている。当然、事業の期間が——審議して、もし可決してもらっても——2月、3月と年度内は2カ月しかとれないということで、ほぼすべて繰越明許費の設定をお願いしているところだが、基本的には明許ということで、制度上、来年度1年間で執行する。ことしと来年、2年にまたがって事業に着手し、完了するという予定をしている。

○松永委員 そういう意味で、恐らく、当時、計画を持っていたのが前倒しというふうに、時期からいっても、ならざるを得ないと思っている。

それから、補正予算債について、先ほどのやりとりの中でも、全額交付税算入されるということだが、これは間違いないか確認したい。

○古井財務課長 今回の補正予算は、約42億の補正予算債の発行を予定している。充当率は100%ということで、今、全額交付税算入という話があったが——原則的には全額算入である。

○松永委員 これは一応、今年度に国から全額、後々、交付税に算入する形でおりにきたわけだから、来年度の相模原市の交付税の決定とは全然切り離して、来年度は来年度として通常の計算式できちっと来る、今年度のこの42億円が全く影響しないと考えていい数字か。

○古井財務課長 この補正予算債については、基本的には、実際に発行する年度は来年度になるということで、来年度の交付税算入に影響してくるもので——今年度の公債費の充当については、元利償還金として、後年度の交付税に算入されるものである。

○松永委員 関連質問ということで、交付税の絡みでさせてもらっているが、今のを少し確認する。この42億円の補正予算債は、2010年度の発行であると、後半の中でそういうふうな答えだったが、来年度の交付税の発行額とは切り離して、別として考えていいのかという点についてはどうか。

○古井財務課長 補正予算債は、基本的には、ほぼすべて来年度に繰り越して、23年中に発行するもので、発行した翌年度から利子の償還が始まる。それについて交付税算入されるという形である。

○松永委員 今の答えからいうと、事業も来年度の前倒しだし、財源である市債についても来年度分の発行ということで、連動しているということ、私が勘違いしていたことがわかったので、この点については納得した。

それから、26ページの繰越金についてだが、2億5,300万円、前年度剰余金、今回ここでまた計上するわけだが、今1月中旬ということ、そうすると、この繰越金の残という点では、どのぐらいの金額になるのか。

○古井財務課長 今回の補正予算で2億5,300万の剰余金を活用すると、残りは約2,500万円である。

○松永委員 この際、2,500万というはっきりした数字が出ているという点では、これを一緒にやらないで残しておくというのは、どんな考え方に立っているのか。

○古井財務課長 今回の補正予算、ほかの予算の計上についても同じだが、基本的には、特定財源等の効果的な活用を図る中で、財源調整を行っているものである。そういったことで、先ほど約2,500万ほど剰余金の残があるという答えをしたが、今後、3月補正を控えている中で、やはり特定財源の有効活用を図りながら、必要によっては、剰余金を活用するという事を考えている。

○松永委員 その点は考え方としてわかった。

歳出にいきたいと思う。34ページ、男女共同参画費や国際交流費ということで、内容についても話があったが、緊急経済対策事業ということで国が上げてきた補正との絡みで、これまでの計画、事業の前倒しとして、ここで上げていくという点についてだが、今回、臨時で上げるとしたら、来年度の予算の上では、これらの事業の中身が予算として同じように維持されて、この1月から来年度いっぱい事業として膨らむ形になるのか、ここで計上させるから来年度については計上がなしとなるのか、それぞれ、その点はどうか。

○山口男女共同参画課長 こちらの補正予算だが、住民生活に光をそそぐ交付金を受けて、現在、策定を進めていたDV基本計画について、印刷製本費という形で上げさせてもらっている。23年度に印刷になるので、23年度に今回上げさせてもらったものを繰越明許費として使わせてもら

うので、23年度予算には、その印刷製本費というものは含まれていない。

○小俣渉外課長 国際交流の関係だが、ここで前倒しをさせてもらうのは、先ほどの暮らしのガイドの分、それから、あわせて、ラウンジの紹介パンフレットを作成させてもらおうと思っている。その2点が前倒しで、そのほか新規に、市内の公共施設とか、外国人の方にとって必要な情報をお知らせするマップの作成、それから、現在、中国語、英語などはワード打ちができるが、特殊な難しい言語、例えば、タイ語とかカンボジア語、ラオス語、まだパソコン化になっていないものがある。そのパソコン化事業を新規にやらせてもらうもの、そういう2種類の事業がここで入っている。来年度については、それぞれの前倒しをさせてもらう事業を除いて、そういうことの経費は使わないが、その事業費を有効活用させてもらって、しっかりとした外国人のための事業をさせてもらいたいと思っている。

○松永委員 そういう意味で前倒しでやるので、そうすると、来年度の本予算のところでは、さらに膨らませた中身、前から計画があったものとか、より充実した中身になるのか、それを期待したいと思ったので質問した。

それから、諸費で、市税過誤納還付金2億2,100万円というのがあった。これについては、先ほどの質疑の中でもやりとりがあって、1社の粉飾決算の調整のようだが、この辺、9月の決算のときもちょっとやりとりしたが、法人市民税、今年度の当初予算と現時点での見通し、こうした大きな変動があったわけだが、この辺についてはどうか。

○佐藤市民税課長 過誤納還付金にかかわって、今年度の当初予算と決算の見込みの件だが、一応、区別をさせてもらいたいのは、過誤納還付金の方はお返しする分ということで、委員の質問は今年度の当初予算と現在までの決算状況等についてと思うので、後者の方で答えたいと思う。

全般的に景気が少し——明るい兆しはないものの、先ほど雇用率の話もあったし、市内では特に製造業を中心に、3月期決算の法人、9月決算の法人から実際の数字が上がってきており、基本的には悪くない状況にあるという認識はしている。ただ、今、具体の数字で決算状況をということは——2月になると12月決算の法人から上がってくるが——その辺を見定めるまで何ともいえないが、それほど悲観的な状況ではないということとは

言えると思う。

○松永委員 きのうあたりの新聞で、日銀の景気判断で、全国9地域のうち、東海、関東甲信越などで少し足踏み状態になったとか、少し下方修正をしなければならなくなったというニュースを見て、9月のときに、来年度を見通して聞いたときに、7%台の税収増と見込まれるという見通しが、今もそうなのかという思いがしたので聞いた。今時点では、2月になって明らかになる会社の決算も待たないとわからない、だけど、悲観的ではないという答えだったので、それ以上は聞いてもなかなか明確なところは出てこないと思うが、この辺については、もうすぐ3月で、今、恐らく当初予算の算定、策定、査定をしているところだと思うので、次の議論にしていきたいと思う。

それから、市民生活総務費6,000万円というのがある、ここを出てきたまちづくりセンター等維持補修費、エレベーターということだが、大沢も田名も改修したばかりで、どうして別途になっているのか。全体とエレベーターと、こういう改修のときには別々にやるものか。例えば、経費の関係で非効率ではないかという思いもするが、この辺の経過と理由についてはどうか。

○橋本緑区役所総務課長 大沢公民館、大沢出張所については、平成18年度に大規模改修を実施させてもらっている。また、田名公民館については、その翌年、19年度に大規模改修、増築の工事をさせてもらっているが、当時は既存のエレベーターの運行に特に支障はないということで、エレベーターの改修工事は行わなかったと教育委員会からは伺っている。

○松永委員 エレベーターも耐久年度といったものがあると思う。恐らく建設と同じ年度かと思うが、耐久年度とかの絡みでは、異常がなくても、そういったことも考えなければいけないということはないのか。

○橋本緑区役所総務課長 税法上の耐用年数で一応17年となっているが、実際、エレベーターそのものについては、耐用年数等を経過していても、適切なメンテナンス——私どもでは年1回の定期点検と、おおむね1月ごとに点検をさせてもらっているが——そういったものを行っておれば、安全性に問題はないと理解している。

○松永委員 そのときに点検をして問題なかったので、同時の改修工

事はしなかったが、こういった財源が出てきたので、まだそんなにたっていないが、今回やろうとしたのは、ふぐあいとか、何らかの支障が出てきたからなのか。

○橋本緑区役所総務課長 大沢のまちづくりセンターのエレベーターは設置後30年を経過しているが、平成22年度に入ってから、エレベーター停止時に段差が出るというふぐあいが数回発生した。利用する市民の閉じ込めがあったということではないが、老朽化の兆候が出ていたことと、メーカーから、今後、メンテナンスのための部品の供給を停止するという予告をされており、そうなった場合に定期的なメンテナンスも難しくなることが想定されるため、ここで改修工事をさせてもらうものである。

○松永委員 そうすると、30年を経過していて、部品とかメーカーとの関係で、同じような状況にある公民館はほかにもあるのか。現実にも、ふぐあいとかが生じていなくても、今の基準、30年を超えているとか、部品との関係で、同じような条件下にある公民館とかまちづくりセンターがあるのか。

○橋本緑区役所総務課長 私の所管しているところが緑区なので、今、大沢のまちづくりセンターのことだけ話したが、中央区の田名のまちづくりセンターのエレベーターも、ここで改修させてもらうが、昨年、利用者が閉じ込められるという事故が起きたので、あわせて、今回、改修させてもらう予定にしている。それ以外、私どもの所管している緑区の中では、今のところそういった事故もないので、改修の予定はない。

○松永委員 全市的な意味での質問をしたので、全市的なことで答えがもらえるのかと思ったが、今、緑区と中央区の田名ということしかなかったが、南区は来ていないのか。

○白井市民部長 大変申しわけない。全体を細かく把握している状況にはないが、いずれにしても、各公民館は、ちょうど昭和50年代を中心に整備してきた過去の経過もある。そういったエレベーターが多数残っていることは事実だろうと思っている。そういった意味では、現在のところ、直ちに危険があるといった状況にはなく、緑区あるいは中央区の一部のまちづくりセンターで若干のふぐあいが生じてきたということで、早速、対応しよう。今後は、各まちづくりセンター、公民館の話などを伺って、

必要に応じて、安全対策のためにもやらないといけないと思っているので、その把握に努めていきたいと考えている。

○古内委員 34ページの歳出、まちづくりセンター等維持補修費ということで、私も全体的なことを聞こうと思うが、なかなか出ないみたいなので、まちづくりセンターに限らず、長期的な視点に立った施設の改修に対する市の考え、今の回答でもすごく見えづらいし、また、わかりづらい。市の管理する施設がかなりの数に及ぶわけだが、現状を踏まえて、計画的な改修計画の策定と、その実現に向けていかなければいけないと思う。

そういった意味で、今回、斎場について、空調設備の修繕ということで改修計画が出ているが、斎場の他の設備の改修計画はどのようなになっているのか。

○藤田区政支援課長 今回、補正予算については、冷温水発生機の関係で計上させてもらっている。ほかにも、例えば火葬炉については、使用回数がおおむね2,500回から3,500回に達すると、炉のレンガの積みかえが必要になってくる。これらについては、毎年2基ずつ、計画的に修繕を実施している。このほか、火葬炉内の台車についても、使用頻度に応じて、同じように計画的に修繕を行っている。その他、非常用蓄電池等の設備についても、平成22年度には修繕を実施している。大規模改修ということになると、おおむね整備から30年という目安がある。また、斎場は毎年利用がふえているので、おおむね10年後ぐらいには、現在の火葬可能件数を上回るのではないかという見込みもあるので、その間に何らかの対応を進めていきたい。現在のところ、そういう状況である。

○古内委員 前回の部会で指定管理者の話も出たが、その中で二、三、ふぐあいというか、要は、ホールの中の壁も大分汚れているので改修したらどうかという話もしたが、その辺も含めて、計画的に修繕していってもらえればいいと思う。

それから、34ページ、総務管理費の諸費の市税過誤納還付金についてだが、今回の市税過誤納還付金の補正は、株式会社エフオーアイの粉飾決算によるものと承知しているが、還付に当たって、加算金の付加等はするのか。

○高橋納税課長 還付加算金については、法人市民税の場合は、事業

の年度の間、前年度の法人市民税の確定額の2分の1を納付するという中間納付がある。それから、事業年度の終了に確定という申告をするわけだが、この確定で仮に中間払い金を下回るような決算になった、要するに、中間払い金も返すような決算が出た場合は、中間払い金については、納付の翌日から起算して、還付加算金がかかるということである。今回も、中間払い金にかかわる還付金については、還付加算金がかかるということである。

○古内委員 粉飾決算をした法人に対して、過誤納還付金、これまで加算金を付加して還付するということは、制度上にすごく問題があると考えてるが、市としてどのように考えているのか伺う。

○河野税制課長 こういったものについて加算金をつけるということは、常識的に考えても大変おかしいということについては、我々も同じ考えである。この件に関しては、税法の中での取り扱いということで、我々もそれに従わざるを得ないが、やはり今回のような、どう考えても常識的にはおかしいということについては、国、これは県も同様な措置をとっているが、たまたま、国の方で会計検査院が入っており、その中で、やはり、中間申告に関しての加算金をつけるということについて、少しおかしいだろうということで、今、国の方で、今の仕組みについて見直しの検討を進めているので、今後どういう法制化になるかわからないが、いずれにしても、国税も県税も市税も同じだが、そのあたりの法的な整備がされれば、今回のようなものに対しても、加算金をつけないでいけるかと考えている。いずれにしても、この件に関しては、我々も委員と同じ、加算金をつけるのはおかしいという考えなので、今後、国の動向について、見ていきたいと思っている。

○古内委員 今、回答をもらって、国の方でもいろいろ考えているということだが、これは早期に制度改正しないといけないと思う。絶対変なのだから、市として、国にどんどん働きかけていってもらうようお願いしておく。

○江成委員 素朴な質問からさせてもらう。今度の補正予算で、国の補正予算関連で34億1,000万円、それから市債で42億8,000万円という関係ができていると思うが、実は市債発行残高との関係、先ほ

ど本会議の質疑でも稲垣議員から提起されて、興味深く伺った。それとも関連してくると思うが、国の３４億と、市の補正予算債にしても４２億という、このバランスというのはどうやって決まっているのか。簡単に言えば、国が３４億というのは一定の配分で行われるというのはわかるが、そういうことで補正予算を４２億組んだのはなぜなのか、あるいは、これは簡単に言うと、４０億であったり、逆に４５億であったり、そういうことは可能なのか。

○古井財務課長 今回の補正予算は、国庫補助金が約３４億円、それから補正予算債が４２億円という財源である。国庫補助金については、基本的には、それぞれの各省庁別の補助メニューに基づいて、補助率が決まっている。これについては変更ない。それで、その裏に充当される起債だが、通常だと、やはりそれぞれのメニューがあって、それぞれの充当率で市債が発行できる。今回、補正予算債ということで、これまでもそうだが、基本的には１００％の充当率ということで、今回は、その裏を原則１００％起債を見たということだが、基本的には、充当率については、あくまでも何％以内ということで、地方債のそういった決まりの中でもそういう言い方をしているので、全体の財源を調整する中で、場合によっては１００％起こさないということも想定はできるかと思うが、基本的には、今回はすべて裏を１００％、起債、補正予算債を起こさせてもらったものである。

○江成委員 確認すると、国の補助金３４億、それに対応して１００％充当率考えると、おのずと４２億８，０００万円になったという考え方でいいのか。

○古井財務課長 そうである。

○江成委員 それに関連して、さっきも本会議で議論になった都市経営ビジョン・アクションプランの発行額の目標額との関係だが、説明では、３２０億の目標内が最終的にはクリアできる、市債を組んでも実際の発行額だったり、それから、繰越金の差し引き等を勘案すればクリアできるということではよかったと思うが、先ほど言ったように、１００％と考え、充当率考えて４２億８，０００万円という額の設定が、アクションプランの目標をクリアできるという関係の中で決まったということになれば、クリアという問題をどう考えるかによって、かなり違ってくると思う。言いか

えれば、実は今度の補正予算のかんりの事業が実際には事業の前倒し、本来、計画的にやれば、来年なり近々のうちにやる対象のものが相当数多くて、それを前倒してやったという意味では結構なことだと思うが、アクションプランの目標額は、必ずしもアクションプランの目標額にできるだけ近づけるということではなくて、それを超えると、財政上厳しい、ピンチだ、問題だという認識があつて、これは超えないようにするという額だということになれば、できるだけそこに近づけないという考え方は当然あるかと思うが、それらとの関係で、今度の組み方、簡単に言えば、国が34億に対して自治体が42億出すという、そのバランスは本当にいいのかどうか。国が主導する経済対策の中、自治体がそういう位置に置かれるべきなのかどうかという議論があつてもいいのではないかと考えて伺っているが、その点についての考えを聞かせてもらえたらと思う。

○古井財務課長　市債の発行については、今年度、年間で320億以内ということで、発行の抑制の目標を立てている。当然、アクションプランに定めた限度というのは、市債はあくまでも後年度の負担を伴うということで、できるだけ抑制すべきという考え方のもとに設定しているもので、今回の42億、これまでの補正で組んだ起債等についても、常にアクションプランの限度、3月補正までを見込んだ中で、限度に照らしてどうなのかという考え方で発行してきているものである。経済対策になると、確かに国の大型補正に市がどういうふうに対応するのかということも、当然、内部で議論しなければいけない。国がやってくれと言え、当然、つき合いますと。そうすると、基本的には、国は補正予算債100%起こせますからと。要するに、際限なく起債がふえていってしまうという状況も想定される、非常に怖い状況があるので、それは本来の経済対策の目的と一方での市債の発行抑制を総合的に勘案した中で、内部で検討して、それで予算化して提案させてもらっているものである。

○江成委員　アクションプランの目標額をクリアしたということは、当然、後年度負担の一定のラインを守ったという認識だと思うので、それはそれでいいと思うが、本会議でも一部議論があつたように、やはり後年度負担に対する警戒ということは、今を生きる我々として、子や孫への将来への責任という点から、やはり、厳しくチェックをしていかなければい

けないのではないかと。改めて、そういう視点を重々持って対応してもらいたいということをお願いしたい。

もう1点、本会議の議論で稲垣議員から出された財源配分の問題で、財政力指数の弱いところに厚く配分をしたということで、日本という国の全体の成り立ちから考えれば、弱いところにそれだけ手だてをするというのも当然だと思う。それぞれの自治体のエゴだけで成り立つわけではないと思う。ただ、本会議の答弁でもあったように、大都市には大都市特有の課題もあってということを議論すれば——しかも、なおかつ、緊急経済対策という枠組みで考えると、経済的に厳しいところへ手だてをするという考えと、景気浮揚を図る、経済の低迷を打破するという視点からいくと、どういう配分なり使い方がより効果的なのか。きょうの別な場面での住宅リフォームなんかを含めて、そういう議論もあったと思うが、そういう視点があると思う。そういうのも含めて考えたときに、先ほど都道府県と市町村レベルの配分額も伺ったが、それが同時に、またそれぞれの個々の自治体、都道府県によっては配分が違ってくる。結果としてのこういう配分、先ほど本市が0.1から0.04になったという答弁があったが、そういう配分について、改めて、本市としての言い分というか考え方をもう少し詳しく伺って、これは今後、地方自治を進めていくときに、やはり、理事者が持っている考えと私たち議員が持つ考えが共通項に立つところはあった方がいいわけだし、そして、地方分権、地域主権の時代にあっては、こういう主張をすべきだということは追求した方がいいと思うので、この機会に、もう少しつけ加える議論などがあれば伺いたい。

○古井財務課長 今回の一括交付金の関係のルールについては、先ほど、本会議でやりとりがあった。そういった中で、特に去年の3月、国の第二次補正の地域活性化きめ細やかな臨時交付金との比較で答弁したが、それに比べても、さらに半分以下にまでなっている実態がある。そういった中で、経済的に非常に厳しい、財政力が非常に弱いところについては、多少重点的に配分するという一定の理解は持つ一方で、やはり大都市特有の財政需要があるということで、これは以前の補正予算でも、普通交付税のときにも臨財債との振りかえの関係で、多少議論があった。今、国で補助金の一括交付金化の議論もある。そういった、今、国が検討している中

でも、同じようなルール、考え方が用いられると、やはり、大都市特有の需要への対応という部分で非常に懸念がされるという問題もあるので、そういった部分については、まさに、財政力の弱いところへの配慮と大都市特有の財政需要への配慮、両方を踏まえた仕組みづくりというのを、この交付金に限らず、今検討されているほかの制度改革の中でも、ぜひ考慮いただきたいということは強く感じている。

○江成委員 大都市もあれば過疎の自治体もあるわけで、国全体の中でどういう方向をとるかというのはすごく大きな議論だと思うが、政令指定都市になった本市として、そういう立場での主張の場というのはいろいろ広がっていると思うが、具体的に言うと、今後、どんな場面で主張していくのか改めて伺って、この項については終わりたい。

○古井財務課長 国への要望等、こういった形で働きかけをしていくのだが、当然一つ考えられるのが、政令市になって、指定都市市長会に加入した、あるいは九都県市の構成員になった、あるいは県市長会のメンバーでもある。そういった団体との連携を図りながら、適切な時期に、相模原市の意思を踏まえた要望ができるような形が非常に好ましいと考えている。

○江成委員 では、そういう場面、そういう視点を大切にしながら、よりバランスのとれたというか、経済対策としての補正予算の実効が上がるためにはこうあるべきだということも、ぜひ主張してもらえたらと思う。

最後に歳出で、古内委員が質問した過誤納還付金の問題、私も大変不合理だと思って、具体的に今度の事例で、2億2,100万円の過誤納還付のうちの加算金というのはどのぐらいになるのか。

○高橋納税課長 今補正予算を承認いただいた上、即座に還付の手続をとって、仮に1月中に返すことができるとした場合に、約395万2,000円程度の還付加算金がつくこととなる。

○江成委員 さっき、破産管財人から還付請求手続がとられていると伺った。この経緯を見ると、本市も債権を主張してもいいのではないかな。先ほどもそういう趣旨の質問だったと思うが、そういうふうを感じる。明らかな粉飾で、そのことによって本市が市民の税金から、仮に1月にやったとしても、三百何十万払わなければいけない。いわば、うその申告によ

って被害を受けたということでは、債権を主張してもいいのではないかと
思うが、先ほど、税法上の問題で、これは仕組みとして、国ではその見直
しを行っているということだが、債権者として主張できる手だてはないの
か。

○高橋納税課長 指摘のように、そういう債権の主張ができる場面が
あればいいが、現行の法令上では、残念ながら、主張することができない。

○江成委員 大変不合理な制度だなと。恐らく、こういうことは想定
していないから、そういう制度になっていると思うが、しかし、想定外の
ことがこうやって起きて、そして、それによって、市民の税金が損失を受
けているという考え方になると思うので、先ほど言ったようないろんな場
面で、改善に向けての主張を強力に展開してもらいたいということをお願い
したい。

○小林（一）委員 簡潔に2点ほど伺う。1つは、補正予算書35ペ
ージの男女共同参画費、代表質問でも詳しく答えてもらったが、DV基本
計画について、平成20年1月の改正DV防止法を受けてということだっ
たが、改正DV防止法で市町村の責務が拡大された中でのことだと思うが、
そのポイントを教えてほしい。

○山口男女共同参画課長 まず、市町村の責務として義務づけられた
こととして、DVの基本計画の策定、あと、配偶者暴力相談支援センター
の機能を持った施設の設置ということで、2点ほど、努力義務という形に
なった。

○小林（一）委員 率直に教えてもらいたいですが、今回、DV基本法が
出てきたわけだが、配偶者暴力相談支援センターの業務を実施しなければ
ならないという項目については、本市が中核市から政令市に移行になった
とか、いろんな状況があるが、これはどういうふうに受けとめていったら
いいのか。

○山口男女共同参画課長 現在、配偶者暴力相談支援センターについ
ては、都道府県の設置義務があって、神奈川県でセンターを設置している。
市町村の努力義務については、そのセンターの機能を有しなさいというこ
とになっている。センターというと箱物を想像しがちだが、一応、相談機
能とか自立に向けた支援、そういう機能を有しなさいということになって

いる。

○小林（一）委員 DV基本計画を検討部会で検討されて、平成23年度までに策定という答えだったが、検討部会の構成というのはどうなっていたか。

○山口男女共同参画課長 現在、相模原市の男女共同参画審議会の中に策定検討部会を設置しており、7名の委員で検討を進めている。

○小林（一）委員 検討部会で検討されている内容なので、これからだと思うが、例えば具体的に何か、男女共同参画の目標で数値目標を30ぐらいという法があるが、DV防止の関係では、そういった具体的な数値目標というのを盛り込むことは必要なのか、法的にはどうなっているのか。

○山口男女共同参画課長 法的に数値目標を設定しなければならないということはないが、一応今のところ、具体的な指標、数値目標を幾つか立てる予定ではある。

○小林（一）委員 市町村のDV基本計画というのは、全国一律ということでもいいのか。他市で先進的に取り組んでいる状況があったら教えてもらえればと思う。

○山口男女共同参画課長 現在、全国で設置している市町村だが、たしか平成21年10月現在で27市町村だったと思うが、調べて、後ほど数値を申し上げる。

○小林（一）委員 大体、了解した。

それから、同じページの市民生活総務費に維持補修費が計上されているが、先ほどもちょっと議論されて、今回、市全体の状況はという質問が出たときに、具体的には答えが出てこなかったが、例えば、公有財産なので、当然、購入したり設置したりした中で、先ほどの答えだと税法上17年、そういった償却、税法上はあるが、根拠があってやっていることだと思う。そういったコスト的なもので、当然、償却されていくという把握の仕方はあってしかるべきかと思うが、コスト計算と、それから、当然、更新しなければいけないわけで、それに対する準備としての積立金とか、そういった考え方が財産運用の中でなければいけないのではないかと思うが、この点については、どういうふうに考えているのか。

○服部企画政策課長 施設のコスト的なものとか、そういった関係だ

が、やはりライフサイクルコストという考え方があって、設置のときのインシヤルコスト、それから、維持していくためのランニングコストといったものもある。アクションプランの中でも位置づけているが、来年度、公共施設の白書を策定する予定で、その中では、これまでも出た利用状況とか、今言ったコストの状況、運営状況とか、これまでにどんな改修をしてきたかといった履歴、そういったものをトータルに調べて分析していこうと。24年度以降に、例えば再配置計画とか適正な維持管理等について、計画的なものを策定していくということも現在予定している。

○小林（一）委員 今後が一番大きな課題としては、やはり、そういったいろんな設備が更新の時期を迎えるということで、財政的な部分をどう対応していくのかということが大きな課題だと思うが、やはり、小まめに、できるところは維持補修をして延命を図っていくということしかないと思うが、最大限に努力してもらいたいと思う。

○稲垣委員 2点ばかり伺う。市税過誤納還付金だが、この会社はニュース等でもいろいろ取り上げられて関心があるが、会社の概要あるいは粉飾決算から破産に至るまでの経過をつかんでいたら、確認のために、改めて伺いたい。

○佐藤市民税課長 市税過誤納還付金が発生した株式会社エフオーアイの会社概要等についてだが、私どもで承知しているのは、半導体の製造装置メーカーとして、平成6年に資本金1,000万円で会社を設立したということである。その後、平成16年12月に、川崎市から相模原市に本社を移転してきた。その間、台湾とか韓国、アメリカ合衆国に子会社を設立して、平成21年11月に東京証券のマザーズに上場した。ここまでは市内の誇らしい会社だと認識していたが、しかしながら、平成22年5月、マザーズに上場した際に、どうも粉飾決算があったのではないかとということが明らかになり、その後、いろいろと監査が入った結果、また、会社みずからが、そういったことをしていたということを公表した結果、そういった状況が明らかになり、翌月の6月に、即、上場廃止となった。その間に、売り上げを水増しして、結局、多額の負債を抱えていることになったと思われる。そういったことにより、ほぼ同時期の昨年5月に破産手続の開始申し立てが行われて、現在は、破産管財人により、破産手続が

進められているところである。

○稲垣委員 この会社が破産するまでに、法人市民税はどの程度払われていたのか。

○佐藤市民税課長 納めてもらった法人税割については、平成16年12月からということなので、平成17年は納めてもらっていない。平成18年の3月期から納めてもらっていて、本税の方で874万5,400円、翌年19年の3月期になると、5,400万円納めてもらっている。その次の平成20年の3月期が同じく5,480万円、最後、平成21年3月期になると9,465万円ということで、合計でいくと2億1,227万4,200円納めてもらっている。

○稲垣委員 今回の粉飾が発覚して、破産管財人から請求があった金額というのは、どの金額を還付してほしいということなのか。

○佐藤市民税課長 破産管財人の方から返してほしいという金額については、ただいま言った本税の分の2億1,200万何がしと、それから延滞金があって、延滞金の部分が510万ということである。

○稲垣委員 この金額というのは、今、破産管財人から請求を受けているから、そのとおり還付するということだが、そういうルールなのか。

○高橋納税課長 法人市民税の税額の決定については、法人税額を基礎に計算されるので、法人税額が更正されたら、その金額をもとに再計算するので、方法としては一緒である。県税も市税も国税の更正に倣って返すということで、法人市民税については、法人税額に一定の率を掛けて計算しているので、もとの法人税額が変われば、法人市民税も自然に変わってくるということである。

○稲垣委員 それは更正が決定したから、こういう処置をしたということか。

○高橋納税課長 破産管財人が国税の方の法人税の更正決定を受けて、その受けた結果をもって法人市民税の更正の請求をされているので、精査した結果、それが更正決定になるということで、今回、補正予算をお願いしているところである。

○稲垣委員 もう一つ、これは粉飾で、こういうことをした場合、還付加算金とかの議論があったが、要するに、前の所得に応じて、税金の前

納制度というのがある。その部分にかかわる還付加算金ということの付加、そういった制度があつて、その制度の仕組みの見直しというのは、今、国で検討しているという話だが、そういう制度も含めて見直す——これは税論議になってしまうが、それはどういうことなのか。そこも含めて見直しをしているのか。

○河野税制課長 先ほど私が今、国の方で見直しがあるという話をしたのは、企業は中間申告と確定申告をするわけで、確定申告については加算金はつかないが、中間申告についてはかかってしまうという不合理があるということで、税法の方でも、要は事実に基づいて返すということで、納税者がどういう行為をしたからどうか、今まで法的な整理はされていなかった。特に中間申告に基づく申告については、一定額を支払うということで、仮に粉飾であつたとしても、今まで除外されていた。先ほど会計検査院の話をしたが、国の方で、同じような粉飾決算があつた企業に対して、中間申告で加算金をつけたところ、やはり、これは不合理だろうということで、それを受けて、今、国が検討している。あわせて、先ほどは言わなかったが、加算金についての利率、これは今、延滞金があるが、滞納した初めの1月分については、今の利率でいくと4.3%ということで、同率を加算金に課し、利率としてやっているわけだが、これについても、ちょっとおかしいだろうということで、市長会等を通じて、これも鋭意、要望活動を行っているところで、中間申告の制度についてもいろいろ議論があるところだが、今のところは、そこまでは踏み込んでいないという感じである。

○稲垣委員 我々も事業をやっている、その部分というのはちょっと気になるから、そこも検討しているのかということも含めて確認したが、私は、この部分については、仕組みの見直しもいろいろあるだろうが、実際、粉飾だから、犯罪である。犯罪に対するペナルティーを科すべきという考え方を持っているので、国にいろいろな機会をとらえて話をすることもあるが、やはり犯罪だから、仕組みというよりもペナルティーを科すべきだと思うので、その辺は意見として言っておく。

それから、まちづくりセンターで議論があつた。細かいことで恐縮だが、大沢と田名のエレベーターの改修だが、中身について、金額も一緒に教え

てほしい。

○橋本緑区役所総務課長 今回のエレベーター改修工事の具体的な中身だが、制御リニューアル工事と呼ばれているもので、エレベーターのかごとかレールはそのまま使用するが、電動機とか制御機器を最新のものに取替えて、最新の型と同等の機能を発揮するようにするものである。これについては、大沢、田名、同様の工事である。金額的には、大沢まちづくりセンターが1,300万円、田名まちづくりセンターが1,450万円を予定している。

○稲垣委員 かごというのは我々が乗るボックスで、そこはそのまま、いろいろな耐用年数があるが、制御機器だけか、それともワイヤーとかも含めてか。

○橋本緑区役所総務課長 エレベーターの設備について、いろいろあるが、交換をするのが、制御盤、巻き上げ機、調速機、モーター、着床スイッチとか扉の開閉装置、かごの戸、かごの中の操作盤、それ以外にも幾つかあるが、そういったものである。

○稲垣委員 みんな変わってしまう感じだが、それでもそういう修繕なのか。別途、改修というのはそういうことなのだと思うが、ほとんど新品と理解していいのか。

○橋本緑区役所総務課長 委員の言うとおりに理解してもらって間違いないと思う。

○稲垣委員 もう一つ、まちづくりセンターと併設館で、この仕分け、いわゆる公民館は教育委員会、まちづくりセンターは市民部だから、その辺の兼ね合いを伺う。

○藤田区政支援課長 今までだと、出張所と公民館を併設の施設の大規模改修ということだが、これは従前から教育委員会と市民部で役割分担をしており、施設の改修にかかわる設計、工事については教育委員会で行う。それから、仮庁舎の関係とか、付随して駐車場などが必要な場合は市民部で対応するというので、大規模改修に当たっての役割分担を切り分けて取り組んでいる状況である。

○稲垣委員 このエレベーターの改修は市民部でやるということか。

○藤田区政支援課長 今回の改修は、大規模改修というより部分的な

改修なので、それぞれ所管の区役所で対応してもらっている。

○稲垣委員 部分改修というふうに理解しがたいが、そういうことならそうなのだろうが、部分改修なんて言いわけしないように、改修をお願いするときに、1, 800万で箱を全部取りかえるのが部分改修なのかというと、ちょっと理解しにくいので、その点だけ言うておく。

○東條委員 男女共同参画政策経費だが、1つは、配偶者暴力相談支援センター機能をつくるということについては、基本計画が施行されるときと一緒につくろうというふうに考えているのか。

○山口男女共同参画課長 配偶者暴力相談支援センターについては、今のところ、策定検討部会でも検討はしていない。

○東條委員 検討していないということだから、努力義務だから、なければいけないということではないのはよくわかっているが、今の段階では、つくるつもりがないと考えていいか。

○山口男女共同参画課長 センターの機能については、一応、本市では設置するという考えはない方向で、今、検討部会で進めている。

○東條委員 市の考え方はわかったが、それでいいのかという問題は残る。検討部会で、このことがなぜ機能を——要するに、ソレイユさがみの中にでも、つくろうと思えばできるはずだから、そういう機能をつくろうと検討しないということは何でなのかというところが私は一番気になるが、そのことについては理由があるのか。

○山口男女共同参画課長 内閣府で指定しているのは、配偶者暴力相談支援センターの機能ということである。その機能について考えもないのかということだが、現在、ソレイユさがみで女性相談を行っており、あと、福祉事務所の機能として、こども家庭相談課で一時保護等を行っている。一応、DV防止法で規定している配偶者暴力相談支援センターの機能は、まず、相談及び相談機関の紹介、医学的または心理学的な指導、その他の必要な指導、その後、被害者及び同伴家族の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進する情報提供等があり、現在、本市においては、緊急時の一時保護について、12月の総務委員会でも質問があったが、現在、一時保護の施設を備えていないので、支援センターという形では機能を有しない。そういった場合に、一時保護の施設そのも

のについて、どこに設置するかも含めて考えていかなければいけないと思うので、今のところ、策定検討部会においては、センター機能については、検討事項には入っていない。

○東條委員 理由はわかったが、だから、それでいいのかという問題は、相変わらず残っている。私は12月の一般質問でこのことをさせてもらったので、ある程度の理解はしているつもりだが、これから先、何をどうしていくかということについては、きちっと考えていかなければいけない。女性というか、人権の問題を非常に軽んじていると私は考えている。

中身の参画経費だが、先ほど、印刷製本の費用と言っていた。もう少し具体的に話してもらえるか。

○山口男女共同参画課長 印刷製本費のほかに、DVの啓発カードと、毎年11月に女性に対する暴力をなくす運動の週間があるので、そのときに本庁舎に横断幕を設置する予定で、そちらの経費も計上させてもらった。

○東條委員 確認したいが、パンフレットと相談カードと本庁舎への横断幕と考えればいいのか。

○山口男女共同参画課長 印刷製本費については、DVの基本計画の冊子のダイジェスト版と本体、そのほかの啓発経費としては、現在、女性トイレに置いているDVの啓発カードを予定している。

○東條委員 基本計画のダイジェスト版に幾らとか、細かく教えてもらうことは可能か。

○山口男女共同参画課長 まず、本体としては大体20ページから30ページのものになると思うが、300部を予定しており、そちらが55万9,800円、ダイジェスト版が500部で21万円という形で計上している。

○東條委員 これから先、きちっとやっていくためには、さまざまなところに費用を少しずつでもかけながらやっていかなければならないと思うので、今後とも、質問、要望等をさせてもらう予定である。この件については、細かいことについては、担当課の方と相談しながら思っている。

もう一つ、先ほどから、まちづくりセンターの話が出ていた。私も、この修繕については、非常に違和感を持った。というのは、平成18年、1

9年で大規模改修をやったのは重々承知の話で、そのときに、なぜ一緒にやらなかったんだろうかということ、1点である。やはり、エレベーターの事故というのは、さまざまな形で全国的にも起こっているから、大なり小なり、非常に問題がある。しかも、田名は段差ができてしまったという話まであるという中で、大沢、田名以前の公民館のエレベーターがどうなっているのかということは、担当の緑区役所総務課長が答えるのは難しいと思うが、補修とかという話ではなく、もっと古いわけだから、このような状況というのがあって当たり前と思うが、どんなふうになっているかということが、もしわからないようであれば、ここで答えられないのであれば、後ほどでも構わないので、何年度の分にどういう補修をして、エレベーターがどうなっているかということについては、きちっと明らかにすべきだと思う。公共施設白書は公共施設白書としてあるとは思いますが、ここで千何百万の予算が出てきた。そのことについては、国の補正があったからできたというのではまずい話なので、そのところはきちっと明らかにする。今後の予定についても、エレベーターについてで構わないので、どういふふうになっているかということについて明らかにしてもらいたい、答えてもらえることはあるか。

○藤田区政支援課長 今、指摘のあったエレベーターの修繕の状況については、私どもで把握して、資料として提供したいと思う。

○山口男女共同参画課長 先ほど小林委員から質問があったDVの市町村計画の策定状況だが、平成22年の4月19日現在、内閣府へ報告があったものとして、47都道府県31市区町で策定済みである。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって、一般会計補正予算の本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第1号平成22年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第 1 号は可決すべきものであると決した。

以上で本委員会の審査は終了した。

お諮りする。委員会審査報告書の作成等については、委員長に一任願いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので一任願う。

以上をもって総務委員会を閉会する。

午後 3 時 13 分 閉会